

人権に配慮した環境整備について

ソーシャルファーム

(定義)

自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業

(「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例(令和元年12月25日)第10条より抜粋)

参考(済生会HPより一部抜粋)

障害者が引きこもり、ホームレスなど、さまざまな理由で働きづらさを抱える人がいます。そうした人々を雇用して他の従業員と一緒に働く場をつくり、事業収入を主な財源として運営する社会的企業を「ソーシャルファーム(Social Firm)」と呼びます。それぞれが支えながら同じ船上で、自分の特性を活かした役割を担って大きな船を動かしている、そんなイメージです。日本では、2019年12月、東京都でソーシャルファームを推進するための全国初の条例ができました。

■東京都((公財)東京しごと財団)の取組(「東京都ソーシャルファーム事業」)

①ソーシャルファームの認証(東京都)

要件を満たす社会的企業であって、かつ、認証基準に適合している事業所を、ソーシャルファームとして認証

②ソーシャルファーム支援事業補助金((公財)東京しごと財団)

東京都の認証を受けたソーシャルファームを運営する事業者に対し、その創設及び運営に係る費用の一部を補助

③情報提供・セミナー開催・コンサルティング支援等((公財)東京都しごと財団)

ソーシャルファームの創設を検討している事業者の方を対象に認証基準や支援策等の情報提供を行うほか、就労困難と認められる方の雇用ノウハウを提供するための相談対応を実施。また、認証を受けたソーシャルファームに対して、経営や就労困難と認められる方の雇用に係る相談・助言等を実施

■国立市(社会福祉協議会)のソーシャルファームに向けた取組

○「喫茶わかば」

働きづらさを抱えた方が、「実習生」として体験を重ねていく小さな喫茶店。

(「外に出る機会が少なく、生活のリズムを整えたい」「就職したいけれど体力に自信がない」といった、「働く経験をしたい」方の受け入れを行っている。)

(その他：土地の有効活用)

引きこもり状態等の青少年と一緒に農作業を実施。

コミュニティとつながる場

地域共生社会とは…

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
(厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより抜粋)

参考：ニッポン一億総活躍プラン（H28.6.2 閣議決定）

子供・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

■ 国立市の取組

- 人権課題に関する学習会、啓発活動
学習会や人権月間等啓発活動を通じた理解・交流の促進
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂、学習支援等）
地域における子どもの居場所づくり事業を実施する団体・個人に対する支援
- ふらっと！しゃべり場
ジェンダーや生き方に悩みや不安を抱える方の交流の場（パラソル）
- セクシュアル・マイノリティ当事者（かもしれないと認識している方を含む）の居場所、交流の場（近隣8市で連携）
- 認知症カフェ
高齢者が日ごろ困っていること、わからないこと等気軽に話せる、交流できる場
- 社会福祉協議会による支援事業
高齢者向けの交流の場、サークル活動、しょうがいのある方向けのグループ活動支援、子育て世帯向けの交流の場等
- ソーシャルファームに向けた取組

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。「バリアフリー」は、建築分野において段差等の物理的障壁の除去をさすことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしてる社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられる。

(「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」ユニバーサルデザイン関係閣僚会議より抜粋)

※1980年代に、ノースカロライナ州立大学のロン・メイス教授が提唱

(7つの原則)

- ① (公平性) 誰にでも使用でき、入手できること
- ② (自由度) 柔軟に使えること
- ③ (単純性) 使い方が容易にわかること
- ④ (明確さ) 使い手に必要な情報が容易にわかること
- ⑤ (安全性) 間違えても重大な結果にならないこと
- ⑥ (持続性) 少ない労力で効率的に、楽に使えること
- ⑦ (空間性) アプローチし、使用するのに適切な広さがあること

■ 国立市の取組

「都市計画マスタープラン 第2次改定版」

- 「安心して豊かに暮らせるまちづくり」…高齢者やしょうがいしゃを含め、だれもが安心してまちを歩き、安全で快適な都市生活を営めるよう、ユニバーサルデザインの考えをもとに、住宅地や商店街、道路、公共施設等のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化を推進。
- 「安全に暮らせる災害に強いまちづくり」…子どもや高齢者、しょうがいしゃなどの災害時要配慮者が、災害発生時や災害発生する危険性が高まった場合に速やかに避難できるよう、地域住民の理解を得て避難計画を策定し、これに基づく避難ルートや避難場所等のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化を推進。

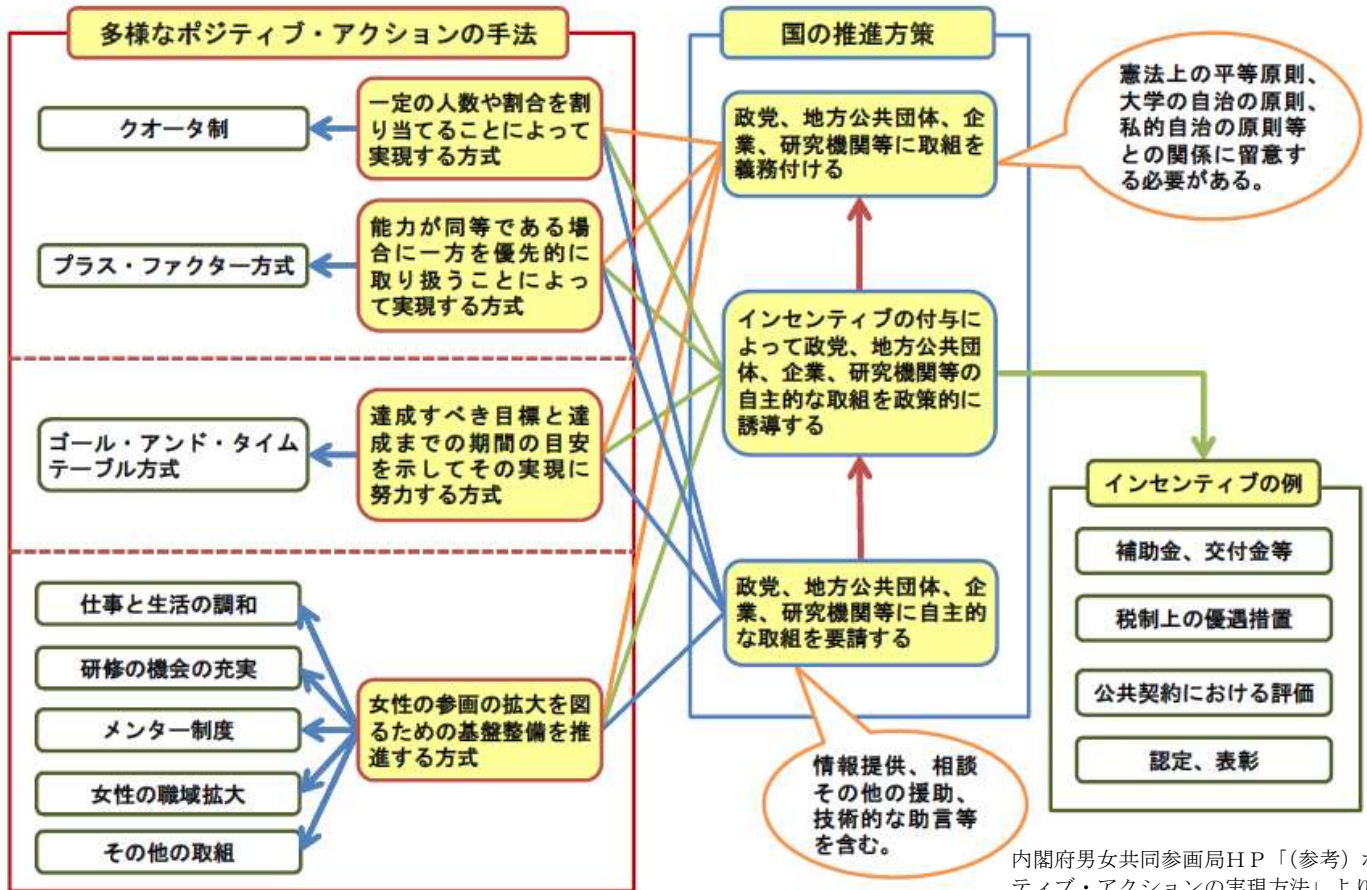
ポジティブ・アクション

(定義)

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

(内閣府男女共同参画局HPより抜粋)

ポジティブ・アクションの実現方法



■ 国立市の取組

○ 審議会等における男女比率の調整 (クォータ制)

- ・ 市政に男女の意見や視点を平等に反映させるため、委員全体に占める性別比率が男女ともに30%以上になるよう努める (「国立市第5次男女業同男女共同参画推進計画」より)

○ 女性の活躍促進に向けた取組 (ゴール・アンド・タイムテーブル方式)

- ・ 管理職における女性職員の割合目標 (R7までに20%、R12までに30%)
- ・ 役職者における女性職員の割合目標 (R7までに25%、R12までに40%)

【具体的取組】 ロールモデルとの交流、メンター制度導入、キャリア形成研修、女性の職域拡大、女性の積極的採用・サポート強化、キャリア採用拡大、時間外勤務縮減、有給休暇促進、男性育児休業取得促進等 (「第3期特定事業主行動計画」より)